

**「恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令（案）に関する意見募集」
に対して提出された意見及び総務省の考え方**

■意見募集期間：令和8年7月24日（金）～同年8月27日（木）

■提出意見数：24件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

意見提出者の属性や連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	匿名	恩給証書の添付を無くす、という事は、恩給証書が無くても申請が出来てしまう事になるのではないか？ 国会議員が不正受給する気か？	本件は、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求める規定等を整備するものであって、支払い自体に必要な手続について変更するものではないことから、本件によって、不正受給が生じるとは考えておりません。	無
2	匿名	いらん怒廃止！何もするな！（怒りの意見	本件は、恩給又は国会議員互助年金の請求者等の手続負担軽減を図るものであり、意義があるものと考えております。	無
3	匿名	新旧対照表を掲載して再度意見募集を実施してください。本改正案は特に、被改正法令が文語体であり、改め文のみでは通常の者は内容を理解することは到底できませんから、これでは国民に意見を聴いたことにはなりません。	御意見については、参考意見として承ります。	無
4	匿名	申請者及び事務処理のデジタル化によって効率化	恩給又は国会議員互助年金の各人の受給状況に	無

		を図る目的と思われる。 納税者として現在は誰にどの金額を支給しているのか不明の為、不信感がある。 よって透明性を確保するために、申請者と支給額の公表をデジタルで発表していただきたい。	については、個人情報に該当するため、公表対象としておりません。	
5	匿名	本政令案は証書提出等の簡素化に関するものですが、前提となる旧国会議員互助年金の経過措置給付について意見いたします。 平成 18 年の制度廃止から 20 年近くが経過する中で、依然として国庫負担を伴う給付が終身で継続されていることに対し、国民の強い不公平感と不信感が生じています。 財政状況の厳しさや現行の社会保障負担の増大を鑑みても、経過措置による支給に対して「〇〇年まで」といった一定の支給期限（サンセット条項）を設けるか、あるいは支給総額の上限を定めるべきです。 事務手続きの効率化にとどまらず、制度そのものの終息に向けた期限付きの抜本的見直しを強く要望します。	国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無
6	匿名	【提出意見の要旨】裏金問題等の深刻な政治不信が極限に達している中、平成 18 年に法律上は廃止されたはずの国会議員互助年金(政治家年金)に関し、個人番号(マイナンバー)の利用やオンライン化(改正概要 1 ページ)の波に乗じて証書返納手続きを不要化し、古い政治家 OB らが裏で高額な特権給付を利便性高く受け取れるよう幽霊制度を税金でシステムメンテナンスする今回の政令改正案に強く抗議し、絶対反対します。	本件は、恩給又は国会議員互助年金の請求者等の手続負担軽減を図るものであり、意義があるものと考えております。 国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

	我が国が 30 年以上にわたる経済低迷に喘いできたのは、まさに当該元議員らの失政に最大の原因があります。国がなすべきは特権手続きの簡素化ではなく、過去の失政や一連の裏金不祥事への政策責任・道義的責任の追及として、これまで個人の口座に支給されてきた年金受給額（一人あたり生涯数千万円から億単位、総額数百億円規模）、および不透明に処理された裏金のすべてを過去に遡って「100%全額国庫に強制回収・一括返還」させる運用の即時創設です。一般国民にはマイナンバーの紐付けを強要し、日本の困窮学生への JASSO 給付型奨学金や社会保障は複雑な計算式で出し渋る一方で、身内の政治家特権の手続きだけをデジタル化で簡素化・保護し続ける行政手続きの二重基準（ダブルスタンダード）は断じて許されません。反社会的な危険人物や不適格な外国人を 100%入国させない水際対策を最優先し、本案の議員年金や裏金から強制回収したすべての国家予算・教育財源を、日本の重要インフラの保護、及び日本の未来を担う真の日本人学生への「返済不要な給付型奨学金」の財源として 100%最優先で直接転嫁・集中投資することを強く要望します。 【意見の理由および具体的な要望項目】 1. 失政・裏金問題に対する「過去の支給年金及び裏金の全額強制回収」への劇的転換：今回の改正概要（1 ページ）では、デジタル社会の実現や事務負担軽減を名目に、紙媒体の恩給証書や互助年金証書の添付・返納規定を削除するとしています。しかし、これは一般国民の感覚から完全に逸脱した身内へ	
--	--	--

	の甘やかしです。そもそも、我が国が 30 年以上にわたる経済的な低迷と衰退が続けているのは、当時国政の舵取りを担っていた当該元議員らの失政に他なりません。本来であれば、その重大な政策責任を猛省し、一連の裏金不祥事の当事者としてすべての不透明な資金を国庫へ返還すべき立場にある者たちが、返還どころかさらに手続きの利便性を高めて公金を搾取し続けようとする姿勢は極めて浅ましく、到底容認できません。したがって総務省は、本政令案を「給付の維持」から「過去の支給額の 100%強制回収、及び一連の裏金相当額の全額国庫返還命令」の規定へと抜本的に書き換えるべきです。元議員一人あたり生涯数千万円から億単位、総額にして数百億円規模に達するこれまでの受給額、並びに不当に保持された裏金を過去に遡って全額強制回収する具体的基準を明記してください。現在、JASSO 給付型奨学金においては、困窮する日本人学生に対して極めて複雑難解な所得控除の計算式を課し、1 円単位の確認のために多大な労力を強いて出し渋っています。身内の政治家 OB の利権に対してだけ手続きを簡素化・保護する構造的な二重基準を即刻打破し、これまでに支払われた高額な年金と裏金を全額強制国庫返還させる鉄壁の運用を強く求めます。2. 「反社会的な危険人物」の徹底排除と、回収資金の真の日本人学生への 100%集中投資：身内の特権維持やオンライン管理に貴重な行政コストを割く余裕があるならば、その予算、及び本案や裏金から強制回収した数百億円規模の資金は、日本の治安と重要インフラ、そして「真の日本人」の	
--	--	--

	ために 100%集中投資されるべきです。現在、安易な帰化審査や在留管理の甘さにより、精神的・文化的に日本に帰属せず、親世代の反日思想を引き継いだまま日本で出生し、実態として「ステルス日本人」として日本の社会保障や公的支援にフリーライダー（タダ乗り）するケースが横行しており、国家安全保障上の深刻なリスクとなっています。国会議員みずからの出自や身元開示責任すら不透明なまま隠蔽し、これら危険人物の権利取得や不適切インフラ（環境破壊を招く海外製メガソーラー等）の乱立を完全に放置しながら、政治家 OB への公金支出をシステム保守する不条理は即刻打破しなければなりません。総務省は、本案に係る不要なシステム予算を即座に凍結し、国籍法や入管法と連動した厳格な身元スクリーニングの強化、及び日本の法秩序と伝統文化を心から尊重する純粋な日本人学生の教育防衛予算へ、回収した資金の全額を直接転嫁してください。3. 組織犯罪への一律厳罰化、および回収・没収資金の「日本人学生奨学金」への直接還元：さらに、国内の治安と環境を脅かす者に対しては、日本人・外国人の国籍を問わず一律で、通常の「倍額以上」となる億単位の巨額な点数制罰金、及び言い訳無用の即刻実刑収監を科す厳罰特例法を他省庁と横断して法制化すべきです。その上で、外国人犯罪者や不正取得者については刑期を完全に全うさせた後に例外なく義務として「強制送還・永久再入国拒否（ブラックリスト化）」を執行し、マイナンバーデータを用いて法務省・入管庁と即座に自動連携させ、今現在のみならず過去に遡って一律で即	
--	---	--

		座に永住許可や帰化を取り消して国籍を剥奪する厳格な運用を求めます。犯人が罰金を「資産がない」と踏み倒して海外逃亡するケースを阻止するため、支払不能時はその責任をすべて出身国の駐日大使館（本国政府）に身代わりとして一括請求（肩代わり義務化）し、拒否時は国内公式口座の強制差し押さえや海外送金の完全遮断（経済兵糧攻め）を断行してください。これら治安テロ組織から力づくで剥奪・回収した巨額の犯罪資金、及び本案の元議員年金や裏金から過去に遡って強制回収した何百億円もの公金を、JASSO の日本人向け「返済不要な給付型奨学金」の原資へ直接組み入れて 100%還元する鉄壁の財源還流構造を、総務省が主導して構築してください。国益を安売りする現状を即刻打破し、真の日本の学生とインフラの未来へ国家の富を集中させることこそが、真のデジタル社会・法治国家の実現です。		
7	個人	【意見の対象となる箇所】恩給給与規則の一部を改正する政令案、及び旧国会議員互助年金法施行令の一部改正する政令案（全般、手続きのデジタル化・オンライン化、添付書類の省略、並びに受給資格の確認・管理に関する規定） 【意見の理由及び内容】 今回の政令改正案は、デジタル社会の実現に向けた手続きのオンライン化や簡素化を大義名分としていますが、その実態は、一般国民に対して増税やマクロ経済スライドによる厳しい年金減額を強いる一方で、過去の特権的な既得権にすぎり、不透明な政治資金（裏金）問題で国民の信頼を著しく失墜さ	本件は、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求める規定等を整備するものであって、支払い自体に必要な手続について変更するものではないことから、本件によって、不正受給が生じるとは考えておりません。また、恩給又は国会議員互助年金の請求者等の手続負担軽減を図るものであり、意義があるものと考えております。 引き続き、適切に予算要求・執行を行ってまいります。 国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については	無

		せている政治家 OB およびその関係者（受給遺族を含む）に対する「度を越した身内優遇措置」に他なりません。「自分たちは法に基づいてお金を受け取っているだけであり、何ら間違っていない」という当事者らの傲慢な特権意識や国民感覚との致命的な乖離に対し、主権者たる国民として激しい憤りをもって猛烈に抗議します。本改正案が目指す「利便性の向上」や「事務手続きの変更」を無条件に進めることには断固反対であり、本案の進展を認めるのであれば、その手続きの変更に直結する以下の厳格な【財政的回収（ペナルティ）措置】および【厳格化規定】を、本政令の条文内に新設・追加することを正当な意見として強く提案します。1. オンライン化という「多大な恩恵」と引き換えの支給額大幅削減（恩給給与規則第 34 条ノ 3 等の改定に対する意見）本改正案では、恩給給与規則第 34 条ノ 3 や、旧国会議員互助年金法施行令第 31 条の改正等において、役所側で事実が確認できれば「申立書」の提出すら不要とするなど、受給者側の負担を徹底的に無くす優遇措置が盛り込まれています。しかし、一般国民が各種年金の受給や確定申告において、1 円単位の厳格な証明書類の提出を求められている現状を鑑みれば、過去の特権的な議員年金の対象者に対してだけ、これほど書類を簡素化し、手厚く優遇する合理的な理由は存在しません。オンライン化によって受給者側に多大な利便性という「利益」を提供するのであれば、受益者負担および国民負担の平準化の観点から、その利益と相殺する形で【給付額を一律でさらに大幅減額（最低でも 3 割以上の削	関係機関にお伝えします。	
--	--	--	---------------------	--

		減)する改定規定】をセットで導入すべきです。利便性だけを与えて支給額を聖域化するようなアンバランスな改正は、法の下の平等（憲法第 14 条）の精神に著しく反するため、撤回を求めます。2. システム移行・維持管理費用の「受給者全額負担(年金からの相殺控除)」および支給額の限界削減今回のオンライン化に伴うシステム開発、データ移行、および今後の維持管理・運用に投じられる一切の国費（システム移行代金）について、その【全額を受給者らの年金原資から直接差し引く（相殺控除する）規定】を本政令に明記すべきです。すでに 2006 年に制度自体は廃止され、高齢化に伴って自然消滅するのを待つだけであるはずの例外的な旧制度のために、一般国民の貴重な税金から新たなシステム投資を行うことは、国家財政の私物化であり言語道断です。「自らの手続きを便利にするためのシステム代」である以上、そのコストはすべて受給者自身が負担すべきであり、それを賄うために現行の給付額を限界（最低保障水準、あるいは一般の国民年金満額と同等レベル）まで強制的に引き下げる減額改定を断行すべきです。3. 紙の証書の「返納義務廃止」の撤回と、厳格な物理的回収ルールの維持「すべての手続において証書等の添付又は返還を求めている規定を削除する」という改正方針に強く反対します。国民の税金を原資とする議員年金や恩給において、受給権の証明である「普通恩給証書」や「互助年金証書」を国庫に物理的に返還させることは、不正受給や二重請求の防止、さらには厳格な国家管理を維持するために最低限必要な規律です。総務省	
--	--	--	--

		側の事務効率化という都合だけで、返納義務をすべて無くして紙の証書の破棄を個人に委ねてしまうのはあまりにも安易です。政治への信頼が根底から揺らいでいる今だからこそ、不正の温床を排除するために証書の物理的な回収・返納ルールは厳格に残すべきです。4. 背信行為（裏金等）があった受給者に対する「受給権の遡及的剥奪および国庫強制返還」規定の追加税金を原資とする旧議員年金や恩給を国が支給する大前提として、公職にあった時代、あるいは引退後に「政治資金収支報告書の不記載（裏金）」などの著しい背信行為（違法・不当な資金移動）を行っていた受給者（または将来の受給権を持つ現役・OB 議員）については、【その受給資格を過去に遡って完全に剥奪し、これまでに受給した年金全額を国庫に強制返還させるペナルティ条項】を本政令の附則に新設すべきです。「ルールを作る側」の立場を悪用して不正なお金を得ていた不誠実な者に、国家が税金からさらなる老後保障を行う大義はありません。この厳格な回収規定が追加されない限り、本案の手続き変更を進めることは認められません。5. 行政コスト削減分の「国民への 100%返還」の明示本案のオンライン化によって総務省の事務コスト（人件費、郵送費、書類確認の手間等）が削減されるのであれば、その浮いた予算（税金）の使途をブラックボックスにするのではなく、全額を直接国庫へ回収し、困窮する国民の社会保障費に補填することを明文化してください。単に「特権手続きを楽にするため」だけに税金と行政リソースを消費する方針は認められません。以上、主権者たる国	
--	--	---	--

		民の感情と財政の健全性を無視した、拙速な手続きの簡素化・優遇措置に強く反対し、上記提案の組み込み、あるいは本改正案の全面撤回を強く求めます。		
8	匿名	1. 行政コストおよび事務負担の最小化 恩給および旧国会議員互助年金等の過去の制度運用に係る手続きのデジタル化・簡素化を確実に進め、管理・給付維持に要する行政コストや人件費を徹底的に削減することを求めます。 2. 将来的な財政負担の抑制 厳しい経済状況や現役世代の負担を踏まえ、国家財政の観点から旧制度に起因する支出や特例的な給付維持については極力抑制し、真に持続可能な財政運営を優先すべきです。恩給なんぞ無駄遣いです。廃止すべき。	行政コストおよび事務負担の最小化の御意見については、参考意見として承ります。 将来的な財政負担の抑制の御意見について、恩給は、公務員が公務のために死亡した場合、公務による傷病のために退職した場合、相当年限忠実に勤務して退職した場合において、国家に身体、生命を捧げて尽くすべき関係にあった、これらの者及びその遺族の生活の支えとして給付される国家補償を基本とする年金制度であり、廃止すべきものとは考えておりません。	無
9	個人	本政令案は、既に廃止された国会議員互助年金法に基づく残存受給者への事務手続きを簡素化・オンライン化するものであり、行政事務の効率化を図るという方向性自体は理解いたします。しかしながら、同制度は2006年にいわゆる「議員特権」的な厚遇であるとの批判を受け、国民の厳しい目線の中で廃止された経緯がございます。廃止から約20年が経過した現在においても、既得受給者への給付を継続するために、事務処理やシステム対応、法令改正のたびの手続き運用コストを費やし続けている状況については、財政負担および国民感情の観点から疑問を禁じ得ません。また、オンライン化による手続きの利便性向上に伴い、従来の紙の証書という「物理的な媒体」による厳格な同一性確認が失われ、不	本件は、書面による手続を廃止するものではなく、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求める規定等を整備するものであって、支払い自体に必要な手続について変更するものではないことから、本件によって、不正受給が生じるとは考えておりません。 国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

		正受給等のリスクが高まるのではないかという懸念もございます。行政におかれましては、単なる利便性の向上にとどまることなく、以下の点についてもあわせて明確な情報公開と検討を進めていただくよう強く求めます。現在の残存受給者数と、今後の給付見込み期間（将来的な財政見通し）当該制度の運用・維持に要している事務コストおよびシステム対応費の総額給付の段階的な一時金化や一括清算など、制度そのものを早期に完全終了させるための選択肢の検討状況利便性向上のために省令や政令の改正を繰り返すのではなく、残存する権利関係を速やかに整理し、制度そのものを完全に完結させる方向での抜本的な検討を強く要望いたします。		
10	匿名	国会議員互助年金法は 2006 年に議員特権だとの批判を受けて廃止されたはずです。 既存受給者の権利に関わるため、法的に一方的な打ち切りが難しいということは承知しています。 それから約 20 年も経つのに、いまだに残存受給者のために事務手続きを整備し、政令を改正し、コストをかけ続けているのはおかしいと思います。 今回の改正は証書添付の廃止やオンライン化など、あくまで延命のための利便性向上に過ぎません。 一部の受給者のために手続きを便利にする前に、なぜこの制度を早期に完全に終わらせないのでしょうか。 一般国民の年金制度に厳しい改革を求める前に、現職の国会議員自身がまずこの制度の完全終了に動くべきではないでしょうか。	本件は、恩給又は国会議員互助年金の請求者等の手続負担軽減を図るものであり、意義があるものと考えております。 国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

		一般国民の年金制度は厳しい給付抑制が続いているのに、国会議員だけが特別扱いの年金を何十年も引きずっているのは納得できません。 行政の事務コストと国民の不公平感を考えれば、この制度は一刻も早く廃止・清算すべきです。 利便性向上のための小手先の政令改正を続けるのはやめてください。		
11	匿名	本政令案は、既に廃止された国会議員互助年金制度について、残存する受給者への事務手続きを簡素化・オンライン化するものと理解しています。行政手続きのデジタル化や効率化という方向性自体には異論ありません。 しかし、そもそも国会議員互助年金制度は、国会議員に対する特別な優遇制度、いわゆる「議員特権」として国民から厳しい批判を受け、2006 年に廃止された制度です。 それにもかかわらず、制度廃止から約 20 年が経過した現在においても、残存受給者への給付を継続するため、行政による事務処理、システム維持、法令改正への対応などのコストが発生し続けています。 このような状況を踏まえると、単に手続きをオンライン化し、制度を維持するための事務負担を軽減するだけではなく、そもそもなぜ廃止された制度について現在も継続的に行政コストを負担しているのか、その必要性について改めて検証すべきです。	本件は、書面による手続を廃止するものではなく、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求める規定等を整備するものであって、支払い自体に必要な手続について変更するものではないことから、本件によって、不正受給が生じるとは考えておりません。 国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

		また、紙の証書等による本人確認・権利確認をデジタル化する場合には、本人同一性の確認や不正受給防止について、従来と同等以上の安全性が確保されることを明確にしていきたいと考えます。 その上で、行政に対して以下の事項を求めます。 1. 現在の国会議員互助年金の残存受給者数を明らかにすること。 2. 今後、制度の給付が継続すると見込まれる期間と、将来の給付総額の見込みを公表すること。 3. 制度の維持・給付・事務処理・システム対応等に要している行政コストを可能な限り具体的に公表すること。 4. 残存する受給権について、段階的な一時金化・清算等を含め、制度を早期に完全終了させる選択肢について検討すること。 5. 今後、制度を存続させるための個別の事務手続きの簡素化を繰り返すのではなく、残存する権利関係を整理し、制度そのものを最終的に完結させる方策を検討すること。 国会議員に対する特別な給付制度については、一般国民から見た公平性・納得性を確保することが重要です。 既に廃止された制度について、行政手続きの利便性向上を理由として恒久的に事務処理を継続するの		
--	--	---	--	--

		ではなく、残存する権利を適切に処理した上で、制度そのものを速やかに完全終了させる方向で検討することを強く求めます。 以上を踏まえ、本政令案については、単なる手続きのデジタル化にとどまらず、国会議員互助年金制度の早期かつ完全な終了につながる検討を併せて行うことを求めます。		
12	個人	本改正案による紙の恩給証書・互助年金証書等の添付・返納義務の廃止について、行政手続きの簡素化及びオンライン化そのものに異論はありません。 一方、紙証書の提出・返納という従来の管理手段を廃止する以上、それまで証書が担っていた受給権確認、死亡・失権等の把握、重複請求や誤支給の防止機能が、個人番号を利用した情報連携その他の仕組みによって確実に代替されることが必要です。 したがって、施行に当たっては、1. 紙証書廃止後の受給権確認及び失権把握の具体的方法、2. 誤支給・過払い・重複支給等を検知・停止する仕組み、3. 情報連携の不具合や誤判定が生じた場合の訂正・救済手続き及び最終的な責任主体、4. 従来方式から変更しても管理水準が低下しないことを確認した事前検証の有無及びその結果について、国民が検証可能な形で明らかにすることを求めます。	本件は、書面による手続きを廃止するものではなく、新たにオンラインによる手続きを追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求める規定等を整備するものです。証書等を交付すること、また、それらに割り振られた固有の番号を利用して受給者情報を管理することについて変更をするものではありません。 国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

		また、本改正には、廃止された国会議員互助年金制度について経過措置によりなお効力を有する規定も含まれています。制度廃止後も公費による給付が継続しているのであれば、現在の受給対象者数、年間給付総額、公費負担額及び今後の給付見通しについても、可能な限り継続的かつ分かりやすく公表すべきと考えます。 行政手続のデジタル化・簡素化は、確認機能や公費支出の透明性を低下させるものであってはなりません。利便性向上と同時に、検証可能性、不正・誤支給防止及び責任の明確化を担保した上で本改正を実施することを求めます。		
13	匿名	本政令案が目指す、旧国会議員互助年金法に基づく残存受給者の事務手続き簡素化およびオンライン化は、行政の効率化という観点から一定の理解はできる。 しかしながら、本制度は2006年に「議員特権」との厳しい批判を受けて廃止された経緯がある。廃止から20年近くが経過した現在もなお、既存受給者への給付継続のために事務処理やシステム更新、法令改正対応などの運用コストを費やし続けている現状には強い疑問を抱かざるを得ない。 また、手続きの利便性が向上する一方で、従来の紙の証書による厳格な本人確認機能が損なわれるリスクも懸念される。行政においては、単なる利便性向上にとどまらず、以下の点について明確な情報公開と検討を進めるべきである。	国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

		残存する受給者数と今後の給付見込み期間 制度維持・運用にかかっている事務コストの全体像 給付の一時金化による清算など、制度そのものを 早期に完全終了させるための検討状況 単に利便性を高めるための省令・政令改正を重ね るのではなく、残存する権利関係を適切に整理 し、本制度を速やかに完全終結させる方向での検 討を強く求める。		
14	匿名	本政令案は、すでに廃止された国会議員互助年金 法に基づく残存受給者への事務手続きを簡素化・ オンライン化するものであり、行政事務の効率化 という方向性自体は理解できます。 しかし、同制度は2006年に「議員特権」的な厚遇 との批判を受けて廃止された背景があります。廃 止から約20年が経過してもなお、既得受給者への 給付継続のために制度の事務処理やシステム対 応、法令改正ごとの手続き運用コストがかかり続 けている現状には疑問を感じます。 手続きの利便性向上に伴い、紙の証書という「物 理的なもの」による厳格な同一性確認が失われる ことへの懸念も存在します。行政としては、単な る利便性向上にとどまらず、 - 残存受給者数と今後の給付見込み期間 - 制度運用にかかる事務コストの総額 - 給付の段階的な一時金化・清算など、制度その	国会議員互助年金制度は国会が所管しているこ とから、制度の見直しに関わる御意見については 関係機関にお伝えします。	無

		ものを早期に完全終了させる選択肢の検討状況 についても、併せて情報公開・検討を進めていただきたいと考えています。 利便性向上のための省令・政令改正を繰り返すのではなく、残存する権利関係を整理し、制度そのものを速やかに完結させる方向での検討を強く求めます。		
15	個人	2006年に国会議員互助年金制度は廃止されましたが、廃止前に受給権を有していた方などについては、現在も経過措置として年金の支給が続いています。 今回の改正案は、こうした旧制度の経過措置に係る規定を改正するものと理解しています。 しかし、制度が廃止されてから約20年が経過している現在、国民にとって分かりやすい形で、次の点を明らかにしていただきたいです。 1. 現在、経過措置による国会議員互助年金を受給している人数 2. 年間の支給総額 3. そのうち国費による負担額 4. 受給者一人当たりの平均支給額 5. 今回の改正によって国の財政負担がどの程度変化するか 6. この経過措置を今後いつまで継続する予定なの	国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

		か 2006 年の制度廃止時には、現職議員の納付金をなくす一方、既受給者等については権利保護の観点から支給を継続しつつ、年金額の減額や所得による支給制限などの措置が講じられました。 ※[衆議院] (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/002016420060127004.htm?utm_source=chatgpt.com)※ しかし現在、一般の国民は公的年金の保険料を負担し続ける一方、将来受け取る年金について不安を抱えています。また、現役世代の社会保険料負担も大きくなっています。 こうした状況を考えると、過去に議員としてこの制度の恩恵を受けてきた方々についても、国民との公平性という観点から、制度の在り方を改めて見直す必要があるのではないのでしょうか。 もちろん、既に法的な受給権を持つ方の権利については、法的な問題を十分に検討する必要があると理解しています。 その上で、単に古い規定を整理するだけではなく、 ※「国民の負担が増えている中で、国会議員互助		
--	--	---	--	--

		年金の経過措置をいつまでも残す必要があるのか」** を政府として検証していただきたいです。 議員自らが「身を切る改革」の一環として、経過措置を含めた制度の段階的な終了を検討し、将来的には国民との公平性を確保する方向へ見直すことを求めます。 少なくとも、現在の受給者数、年間支給額、国費負担額、そして経過措置を今後いつまで継続するのかについて、国民に対して明確に説明してください。 国民の理解と納得を得るためにも、制度の透明性を高め、公平性の観点から改めて検討することを求めます。		
16	個人	国会議員互助年金はすでに廃止された特権的制度であり、経過措置として残る給付自体を今すぐ完全に廃止すべきです。一般の年金受給者には厳しい条件や手続きが課されている中、わずかな0Bらの利便性を高めるためだけに公費や行政リソースを使ってオンライン化やシステム改修を行うルール改正は著しい不公平であり、国民感情からも乖離しているため強く反対します。	本件は、恩給又は国会議員互助年金の請求者等の手続負担軽減を図るものであり、意義があるものと考えております。 国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無
17	匿名	本政令案が、既に廃止された国会議員互助年金制度に係る事務手続きを簡素化・オンライン化し、行政事務の効率化を図るものであることについて	本件は、書面による手続を廃止するものではなく、新たにオンラインによる手続を追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求	無

		て、その方向性自体には賛成します。 一方で、今回の改正を機に、国会議員互助年金制度の残存部分そのものについても、改めて検討する必要があると考えます。 国会議員互助年金制度は 2006 年に廃止されましたが、既存の受給権等に対する経過措置によって、現在も給付およびそれに伴う行政事務が継続しています。 そもそも国会議員には相応の歳費等が支給されており、国民一般とは別に設けられた議員独自の年金制度については、現役時代の待遇との関係から、その必要性や公平性について疑問があります。制度が既に廃止されたこと自体は妥当であったと考えます。 その上で、廃止から約 20 年が経過した現在も、残存受給者への給付のために事務処理やシステム対応、法令改正等を継続しているのであれば、単に個々の手続きを効率化するだけではなく、「廃止された制度をいつまで、どの程度の行政コストをかけて維持するのか」という観点から検証する必要があるのではないのでしょうか。 そのため、少なくとも以下について積極的な情報公開を求めます。	める規定等を整備するものであって、支払い自体に必要な手続について変更するものではないことから、本件によって、不正受給が生じるとは考えておりません。 国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	
--	--	--	---	--

		* 現在の残存受給者数 * 今後想定される給付総額および給付期間 * 本制度の維持・給付事務に要する年間の行政コスト * 将来の給付を一時金化するなど、既存受給者の権利にも十分配慮しながら制度を早期に完全終了させる方法を検討しているか、その検討状況 また、今回のオンライン化等によって従来 of 証書を用いた手続きが変更されるのであれば、なりすましや不正受給を防止するため、従来と同等以上の本人確認・受給資格確認の確実性を担保することも必要だと考えます。 既存受給者の法的権利を尊重する必要があることは理解しています。しかし、それと「廃止された制度を長期間にわたり行政制度として維持し続けること」が当然に同じであるとは考えません。 今回のような個別手続きの利便性向上だけでなく、国民負担、公平性、行政コストの観点から残存する権利関係を整理し、可能な限り早期に国会議員互助年金制度を完全に終了させるための方策についても検討し、その内容を国民に示していただくことを求めます。		
18	匿名	証書の添付は必須、返還も必須は当たり前。 それ以前に、国会議員互助年金がそもそも必要ない。在籍中、国民の意思とは関係なく自分の欲望のためだけに税金を湯水のように使っておきなが	本件は、恩給又は国会議員互助年金の請求者等の手続負担軽減を図るものであり、意義があるものと考えております。 国会議員互助年金制度は国会が所管しているこ	無

		ら、退籍してもなお税金で暮らすなど論外。	とから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	
19	個人	本政令案は、既に廃止された国会議員互助年金法に基づく残存受給者への事務手続きを簡素化・オンライン化するものであり、行政事務の効率化という方向性自体は理解できる。 しかし、そもそも同制度は2006年に「議員特権」的な厚遇との批判を受けて廃止されたものである。一般国民の庶民的な生活を考慮すれば廃止は妥当である。 廃止から約20年が経過してもなお、既得受給者への給付継続のために制度の事務処理、システム対応、法令改正のたびの手続き運用コストをかけ続けている状況には疑問がある。 手続きの利便性向上に伴い、紙の証書という「物理的なもの」による厳格な同一性確認が失われることへの懸念もあります。 行政としては単なる利便性向上にとどまらず、 残存受給者数と今後の給付見込み期間 制度運用に要している事務コストの総額 給付の段階的な一時金化・清算など、制度そのものを早期に完全終了させる選択肢の検討状況 についても、あわせて情報公開・検討を進めていただきたい。 利便性向上のための省令・政令改正を繰り返すの	国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

		ではなく、残存する権利関係を整理し、制度そのものを速やかに完結させる方向での検討を強く求める。		
20	個人	減税派・日本人ファーストの立場から、中国製品・中国人排除を強く求め、国の行政への過剰介入に反対し、行政事務の削減に賛成する一国民として、本政令案について意見を提出します。 本改正は、恩給・旧国会議員互助年金の請求手続において証書等の添付・返納を不要とし、マイナンバー情報連携によるオンライン化を促進するものです。請求者負担軽減と行政事務の簡素化という点では、行政事務削減の方向に合致するため、手続簡素化自体は支持します。しかし、以下のあらゆる角度から重大な問題があり、不十分です。特に、国会議員互助年金の残存制度そのものの即時完全廃止を強く求めます。 ### 1. 国会議員互助年金の残存制度の即時完全廃止を求める（最重要） 国会議員互助年金は平成 18 年に廃止されたものの、附則によりなお効力を有する旧施行令に基づく残存給付が続いています。これは国会議員という特権階級への優遇であり、一般国民の年金制度との著しい不公平です。日本人ファーストの立場から、政治家が自ら優遇を残す制度を容認できません。 本改正で手続を簡素化する前に、残存する国会議	恩給は、公務員が公務のために死亡した場合、公務による傷病のために退職した場合、相当年限忠実に勤務して退職した場合において、国家に身体、生命を捧げて尽くすべき関係にあった、これらの者及びその遺族の生活の支えとして給付される国家補償を基本とする年金制度であり、縮小すべきものとは考えておりません。 国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

		員互助年金を完全廃止し、既受給者についても段階的廃止または一般制度への移行を求めます。これにより国庫負担を削減し、減税財源を確保すべきです。特権年金の維持は、行政の無駄そのものです。 #### 2. 行政事務削減の観点からの評価と限界 証書添付・返納の廃止は、紙媒体依存を減らし、オンライン完結を可能にする点で評価できます。行政側の処理事務も減少する可能性があります。しかし、残存制度自体を維持するためのシステム・人員・管理コストが残る限り、真の事務削減にはなりません。制度廃止こそが最大の行政事務削減です。過剰な残存規定の維持は、行政介入の継続を意味します。 #### 3. 減税阻害と財政負担の問題 残存する互助年金は国民の税金で賄われています。手続簡素化で多少のコスト減があっても、制度存続による支出は減税を阻害します。減税派として、特権的年金支出をゼロにし、その分を国民への減税に回すことを求めます。コスト・ベネフィットの検証が不十分です。 #### 4. 日本人ファーストと公平性の欠如 一般国民は厳しい年金制度の下にありながら、元		
--	--	--	--	--

		国会議員だけが残存優遇を受けるのは、日本人同士の公平を害します。日本人の生活を第一に考えるなら、政治家の特権を真っ先に廃止すべきです。中国人等外国人への過度な福祉拡大を批判する一方で、国内特権を放置するのは矛盾です。 ### 5. その他の問題点（総合的な角度） - オンライン化・マイナンバー連携を進めるなら、残存制度の情報管理リスク（漏洩等）もゼロにする廃止が最も安全。 - 施行を令和8年10月1日とするが、廃止を優先すれば改正自体が不要。 - 恩給制度全体のさらなる見直し・縮小も同時に検討すべき。 - 全体として「負担軽減」を謳いながら、特権構造を温存する典型的な不十分な改革。 以上の理由から、手続簡素化は支持しつつ、国会議員互助年金の残存制度を即時完全廃止する抜本改正を強く求めます。特権の廃止こそが、減税・行政事務削減・日本人ファーストの実現です。		
21	個人	恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令（案）第二条の改正後の国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令	原案における御指摘の箇所の改め方については、頂いた用例は「同条を第三条とする。」ような場合の用例と見受けましたため、原案のままとさせていただきます。	無

		第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令第三十五条の改正規定中「第三十五条第一項中・・・、『同条第二項を削る。』」と規定しているが、「第三十五条第一項中・・・、『同条第二項を削り、同条第一項を同条とする。』」と規定すべきではないか。 (参考) ○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百四十六号）（抄） 附 則 （特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部改正） 第二条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。 （略） 第四条第一項中「第七十二条」を「第四十五条」に改め、同条第二項及び第三項を『削り、同条第一項を同条とし、』同条を第三条とする。		
22	匿名	廃止された国会議員互助年金制度について、経過措置に基づく給付であっても物価や賃金の変動に伴う引き上げは抑制し、給付の縮小を強く求めます。一般の公的年金受給者で給付水準の抑制が行われている中、税金負担の大きい本制度の引き上げは国民の理解を得られません。一定以上の所得を持つ元議員への支給停止基準を厳格化するなど税金投入を減らし、経過措置の速やかな縮小と終	国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

		了に向けた取り組みを要請します。		
23	匿名	今回の「恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令の一部改正（政令案）」について意見を申し上げます。 本政令案は、すでに廃止された国会議員互助年金制度の残存部分を整理し、オンライン化に伴う事務手続の整備を行うものと理解しています。しかし、資料を見る限り、制度運用の透明性や行政 DX の観点から、成果目標や KPI（重要業績評価指標）が示されておらず、政府が全府省庁で進めている EBPM（証拠に基づく政策立案）や行政事業レビューの趣旨と十分に整合しているとは言えません。 恩給制度は新規加入者が存在せず、対象者は減少していく一方ですが、行政手続の効率化・透明性・説明責任は、制度の規模に関係なく確保されるべきです。特にオンライン化を進めるのであれば、最低限の KPI を設定し、改善状況を客観的に把握できるようにする必要があります。 以下のような KPI を設定することを求めます。 ・ オンライン申請の利用率 ・ 申請処理完了までの平均日数 ・ 書類不備件数の推移 ・ 問い合わせ件数の減少率 ・ 公表までの平均日数	本件の根拠法令条項は、e-Gov の本件画面における「根拠法令条項」欄に記載しているとおりです。 本件は新たにオンラインによる手続を追加するに際して、デジタル完結の妨げとなる証書の返納を求める規定等を整備するものであって、オンライン化に当たっては KPI の設定やデジタル庁との連携等の必要に応じた措置を講じております。 引き続き、適切な恩給の支給等に努めてまいります。	無

	・公表情報の機械可読化率（CSV・JSON など） ・公表ページの閲覧件数 ・紙書類の削減率 ・デジタル庁との連携項目数 これらの KPI を算出するためのデータは、以下の ように収集すべきです。 ・総務省（恩給担当）が管理する申請処理日数、 不備件数、問い合わせ件数、公表処理時間 ・デジタル庁が管理するデータ標準化の進捗、行 政システム統合状況、機械可読データの整備状況 ・国民向け公開サイトのアクセス数、検索機能の 利用状況 これらを統合することで、制度運用の透明性と効 率性を客観的に評価できます。 次に、行政手続法 39 条 2 項が求める「公示する命 令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名 および根拠法令の条項が明示されていること」に ついて申し上げます。本政令案は、どの条項を根 拠として改正するのかが一般国民にとって分かり やすい形で示されているとは言い難く、行政手続 法 39 条 2 項の趣旨を十分に満たしているとは言え ません。国民が制度内容を理解し、適切な意見を 述べられるようにするためにも、根拠法令の条項 を明確に示し、具体的な改正内容を丁寧に説明す ることが必要です。		
--	---	--	--

		行政官の皆様には、国民に分かりやすく説明することが行政への信頼を守ることにつながるという点をご理解いただき、今後は行政手続法の趣旨に沿った形で案文を作成していただきたいと思います。 また、本案件には成果目標および KPI が設定されていないように見受けられますので、以下の点を明確にしていきたいと思います。 政府は既に、全府省庁・原則全事業を対象として EBPM や行政事業レビューを実施しています。その趣旨に照らし、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていないのであれば、その理由を明示してください。そのうえで、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値および達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表していただきたいと思います。ここで挙げたような KPI は欧米では一般的に用いられているものと聞いておりますので、必要であれば欧米の関係者にもご確認ください。 また、「客観的な成果目標や KPI」は、思いつくものを全て並べれば良いというものではありません。記録項目が過度に増えれば、現場での勘違い・見逃し・誤記載が増え、結果として使えないデータになってしまいます。限られた人員と時間の中で、最小限の負担で最大限の効果を得られる		
--	--	---	--	--

		よう、記録項目を絞り込み、バランスの取れた制度設計を行っていただくことが重要です。 「客観的な成果目標と KPI」の設定と運用は、単に事務作業を増やすためのものではなく、少なからず人命を救う可能性を持つものでもあります。業務経験が長期に及ぶと、作業への「慣れ」から緊張感が薄れ、確認不足や手順の省略といったミスが増える傾向があります。そのような傾向があるかどうかを、KPI という数値データの増減で把握することで、危険性に気づく機会を作ることができます。 また、最初から 100 パーセント完璧な KPI を作る必要はありませんし、そもそも不可能です。未知のトラブルを事前にすべて知ることはできないからです。したがって、まずは 50 パーセント程度の完成度を目安に設定し、2 か月ごと、あるいは半年ごとに見直しを行う運用を提案いたします。特に法学系出身の方々の中には「制度は最初から完全でなければならない」と考えがちな方もいらっしゃるかもしれませんが、現実には「何かを 100 パーセント完全だと判断できる人」は存在しないという事実を、ぜひ戒めとして心に留めていただければと思います。 最後に、以下の点についても申し上げます。 本政令案にはオンライン化に関する文言があるに		
--	--	---	--	--

		もかかわらず、デジタル庁との連携が明記されていません。行政 DX は国家戦略であり、データ標準化、機械可読性、行政システム統合などはデジタル庁の専門領域です。総務省単独で進めるのではなく、必要な能力を持つ人材を中央省庁に揃え、デジタル庁と連携しながら制度設計を行うことを強く求めます。国民の血税を使う以上、専門性の高い領域は専門家が担当すべきです。 また、恩給制度は歴史的制度であり、今後対象者は減少していきます。制度の終息に向けて、恩給受給者の社会参加や地域貢献の機会を広げることにも検討していただきたいと思います。例えば、教育現場や地域活動における名誉職的な役割を設けることで、経験豊かな元公務員の方々が社会に貢献できる仕組みを整えることも一案です。教育行政においては、いじめ問題や不登校問題など、国民が強い不安を抱える課題が存在します。行政経験のある方々の知見が、現場の改善に役立つ可能性もあります。 以上、行政 DX の推進、制度運用の透明性向上、行政手続法 39 条 2 項の遵守、EBPM の観点からの改善、そして国民の信頼確保のために、成果目標および KPI の設定と丁寧な制度設計を強くお願い申し上げます。		
24	匿名	本政令案の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および一般の勤労者・生活者が将来の年	国会議員互助年金制度は国会が所管していることから、制度の見直しに関わる御意見については関係機関にお伝えします。	無

		金不安や物価高で日々の生計維持にすら苦しんでいる状況の下で、政治家向けの特権的な制度運用が継続・改定されている行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、物価高騰や生活苦が極限に達し、就職氷河期世代をはじめとする多くの国民が過度な負担と将来不安に直面している中で、政治家・国会議員経験者を対象とした互助年金等の優遇措置や給付枠組みに関連する規則改定が進められていることに対する強い批判です。国民にばかり「働け、働け」と際限のない労働と負担を強いながら、政治や制度の側が優遇構造や過剰な保身の枠組みを維持し続ける姿勢は断じて容認できません。 第二に、行政や総務省が最優先で注力すべきは、議員等の特権的制度の手続き維持ではなく、格差の拡大によって日々疲弊している勤労者や生活者の直接的な生活防衛と公平性の確保です。金儲けや保身・優遇偏重の社会構造を改め、すべての市民が過度な不条理を感じることなく安心して暮らせる社会経済基盤の構築へ、直ちに政策の舵を切ることを強く求めます。	
--	--	---	--